

発行番号： 16号

発行日： 2006年10月

内容： ベトナムにおける会計制度 ～ベトナム会計システムと(最新)ベトナム会計基準

筆者： IGL (VIETNAM) CO., LTD. グェン・ディン・フク

■ はじめに

ベトナム会計制度の枠組みは、2003年に国会で承認された会計法に定められている。同法(第26条2項、第8条2項)において、企業は財務省が規定する書式および会計基準に準拠するよう義務付けられている。この条文を根拠として、財務省が発行する省令により、ベトナムの会計制度としての「ベトナム会計システム」および「ベトナム会計基準」の詳細が規定される。

この会計法および財務省省令以外に、実務上、ベトナムにおける『公正なる会計慣行』が、ベトナムの会計制度を構成するとも言われている。ここでいうベトナムにおける『公正なる会計慣行』は、時として財務省令以上の実務上の指針になることがある。本稿では、この『公正なる会計慣行』に関する議論は割愛するが、読者にはこの点に留意した上で本稿をお読みいただきたい。

■ ベトナム会計システムについて

ベトナムは1986年のドイモイ(刷新)政策により、資本主義経済を導入することを契機として、いわゆる複式簿記の会計制度への変更を求めるようになった。1995年11月に財務省規則として発表された「ベトナム会計システム(Decision 1141/TC/QD/CDKT、財務省、1995年11月1日発効)」は、ベトナム固有の複式簿記制度である。このベトナム会計システムが誕生する以前は、国際会計基準など資本主義諸国で会計制度として一般に公正・妥当と認められている会計原則を選択し、個別に財務省の認可を得て適用することが認められていた。

このベトナム会計システムの特徴は、複式簿記を啓蒙し、会計基準というより、むしろ経理業務のマニュアルといった内容となっている点である。これは、それまで複式簿記の会計システムに接していなかった経理担当者に、市場経済に適した会計制度を浸透させる目的があることが背景にあり、企業が使用する勘定項目の具体的な仕訳例、財務諸表の雛形、会計帳簿の様式等を明示している。

1996年11月の外国投資法改正において「外国投資企業および事業協力契約の外国人当事者は、ベトナム会計システムを採用しなければならない。その他の一般的な会計基準の採用の場合、財務省(MOF)承認が必要である(法37条)」とされた。

現在、適用されているCircular 122/2004/TT-BTCによると、すべての外国投資事業主体はベトナム会計システムを採用しなければならないとされており、ベトナム会計システム以外の採用を認めていない。もし補足や修正がある場合、企業はベトナム会計システムを採用した上で、個別に財務省に対し申請することになっている。なお、ベトナム会計システムの採用が標準になっているため、以前と異なり、原則として企業が会計システムの登録を行う必要がなくなっている。

■ ベトナム会計基準について

外部報告用の決算書類の作成における会計基準として、ベトナム会計基準がある。国際会計基準

に準拠した形でベトナム会計基準を設定していくことが検討され、1998年には財務省の管轄下にベトナム会計基準審議会が設置された。

ベトナム会計基準であるが、2006年9月末までに表1に示す基準が発行されている。

実務上、上記の基準には詳細な運用規定がないものも多い。したがって実務上の運用は、ベトナムにおける『公正なる会計慣行』に従い、それら基準を採用する企業および会計監査人の判断、そして所轄当局の見解に委ねられることになる。

なお、ベトナムの会計基準に明確な規定がない場合、国際会計基準に準拠した会計処理を実施する場合がある。この根拠は、ベトナムには『公正なる会計慣行』が発展していないため、その部分を埋めるものとして国際会計基準をベトナムでの会計慣行とみなすという、財務省の暗黙の方針だと考えられている。もちろん、その適用に際しては、事前に財務省に対して申請する必要がある。

■ 日本の会計制度との違い

ベトナムと日本との会計制度がどのような点で異なるのか、質問を受けることがよくある。外部報告のための決算書類の形式の違いは当然あるが、主な相違点として以下を挙げておく(税務を除く)。

- 決算期を原則として任意に選べない(各四半期末のいずれかを年度末とする決算が原則)
- 勘定コードが財務省指定となっている
- 外資系企業には外部の会計監査が義務付けられている
- 会計主任の資格を有する人材を選任しなければならない(最初の決算は不在でも容認されている)
- 例外的に外貨で記帳し報告することが認められている
- 会計処理面の違いとしては、例えば、減損会計の規定がなく、また、製造原価と通常考えられる費用が、販売費および一般管理費とされる費目がある(退職給与引当金繰入、梱包費等)等がある。

ベトナムに進出している日系企業は複雑な事業形態ではなく、比較的シンプルな取引形態が多く、またベトナムには高度に発達した資金調達市場や有価証券の流通市場等もない。そのため、ベトナムの会計制度において、あまり複雑な会計基準や会計処理を要求する必要性が今まで十分に認識されていないというのが実態である。そのためか、比較的複雑な取引(例えば金融商品、企業年金、税効果会計、研究開発費、ソフト開発)に関する会計を規定する詳細基準や実務指針はほとんどないというのが現状である。

表1:発行済の会計基準

<2001年12月31日発行>

基準02: 棚卸資産

基準03: 有形固定資産

基準04: 無形固定資産

基準14: 収益およびその他の所得

<2002年12月31日発行>

基準01:一般基準

基準06:リース会計

基準10:外国為替の変動の影響

基準15:工事契約

基準16:借入コスト

基準24:キャッシュフロー計算書

<2003年12月30日発行>

基準05:不動産投資

基準07:関係会社投資

基準08:合併企業の資本拠出に関する財務情報

基準21:財務報告書

基準25:連結財務諸表及び子会社投資

基準26:関連当事者に関する情報

<2005年2月15日発行>

基準17:法人税

基準22:銀行等の財務諸表における開示

基準23:後発事象

基準27:中間財務諸表

基準28:セグメント情報

基準29:会計方針の変更、会計の見積及び誤謬の修正

<2006年12月28日発行>

基準11:企業結合

基準18:引当金、偶発債務及び偶発負債

基準19:保険契約

基準30:一株あたり利益

ⁱ 多くのベトナムにある企業が採用している会計処理や会計方針であり、法令における明文化の有無に関わらず、経理業務を実施している多くの人間が合理的と判断する会計慣行